

秋田県条例第二十一号

秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例

秋田県総合保健センター条例（昭和六十一年秋田県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一号(1)の表中「八、一〇〇円」を「八、七二〇円」に、「二〇、八〇〇円」を「二一、六三〇円」に、「二八、九〇〇円」を「二〇、三六〇円」に、「二二、七〇〇円」を「二、九一〇円」に、「五、一三〇円」を「五、五三〇円」に、「六、八四〇円」を「七、三七〇円」に、「一一、九七〇円」を「二二、八九〇円」に、「二、七二〇円」を「二、八四〇円」に、「四、六二〇円」を「四、九八〇円」に、「六、一六〇円」を「六、六三〇円」に、「二〇、七八〇円」を「二一、六一〇円」に、「一、五四〇円」を「一、六六〇円」に、「九、四八〇円」を「二〇、二一〇円」に、「二二、六四〇円」を「二二、六一〇円」に、「二二、一一〇円」を「二二、八二〇円」に、「三、一六〇円」を「三、四〇〇円」に、「二〇、四〇〇円」を「二二、九七〇円」に、「二七、二〇〇円」を「二九、二九〇円」に、「四七、六〇〇円」を「五一、二七〇円」に、「六、八〇〇円」を「七、三二〇円」に、「五、九七〇円」を「六、四三〇円」に、「七、九六〇円」を「八、五七〇円」に、「一三、九三〇円」を「二五、〇〇〇円」に、「一、九九〇円」を「二、一四〇円」に、「二、八九〇円」を「二、〇四〇円」に改め、同号(2)を次のように改める。

(2) 設備使用料

区 分	使用の単位	使用料の額
ビデオプロジェクター	一式一回につき	六六〇円
金びょうぶ	一双一回につき	一、二四〇円

別表第一号(1)の表中「四〇、九六〇円」を「四四、一一〇円」に、「八、三〇〇円」を「八、九四〇円」に、「九、八七〇円」を「二〇、六三〇円」に、「五、六八〇円」を「六、一二〇円」に、「七、二五〇円」を「七、八一〇円」に、「六、四一〇円」を「六、九〇〇円」に改め、別表第二号の表中「二、二〇〇円」を「二、三七〇円」に改め、同表の備考中「二百二十円」を「二百四十円」に改める。

附 則

- この条例は、令和七年四月一日から施行する。
- この条例の施行の日前に依頼を受けた診断書及び証明書の交付に係る手数料の額については、なお従前の例による。